

議案第 3 1 号

町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年1月7日提出  
町田市教育委員会  
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、押印の見直しに伴い、申請書等への押印を廃止するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市文化財保護条例施行規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

#### 1 改正理由

押印の見直しに伴い、届出書等への押印を廃止するため、改正するものです。

#### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 様式から届出者等の押印欄を削ります。(様式関係)

(2) その他文言の整理を行います。

#### 3 施行期日

公布の日から施行します。

#### 4 補足説明

第15号様式及び第16号様式以外の様式については、押印欄を削る改正のみを行うため、新旧対照表の添付を省略します。

## 町田市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

町田市文化財保護条例施行規則（昭和53年8月町田市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第6号様式及び第8号様式から第14号様式までの規定中「氏名  
印」を「氏名」に改める。

第15号様式中「氏名  
印」を「氏名」に、「本規則」を「町田市文化財保護条例施行規則」に改める。

第16号様式中「印」を削り、「本規則」を「町田市文化財保護条例施行規則」に改める。

第17号様式から第25号様式までの規定中「氏名  
印」を「氏名」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

町田市文化財保護条例施行規則新旧対照表（改正後）

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

町田市教育委員会 様

（現状変更等の事業者の）

住 所

氏 名

現状変更等の着工（完了）届

年 月 日付け（記号）第 号により許可を受けた現状変更等に

ついては、年 月 日※ 着工 したので届け出ます。  
完了

（注）1 様式中「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

3 現状変更等の完了届を提出するときは、町田市文化財保護条例施行規則第13条第2項に規定する書類等を必ず添付すること。

町田市文化財保護条例施行規則新旧対照表（改正前）

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

町田市教育委員会 様

（現状変更等の事業者の）

住 所

氏 名

印

現状変更等の着工（完了）届

年 月 日付け（記号）第 号により許可を受けた現状変更等に

ついては、年 月 日※ 着工 したので届け出ます。  
完了

（注）1 様式中「現状変更等」とは、「現状の変更」又は「保存に影響を及ぼす行為」をいう。

2 様式中の※印の箇所は、該当しない事項を抹消すること。

3 現状変更等の完了届を提出するときは、本規則第13条第2項に規定する書類等を必ず添付すること。

町田市文化財保護条例施行規則新旧対照表（改正後）

第16号様式（第15条関係）

年 月 日

町田市教育委員会 様

住 所

氏 名

文化財の修理届

町田市指定 文化財について、下記により修理したいので  
届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者が選任されている場合は、その者の住所及び氏名
- 3 修理を必要とする理由
- 4 修理の内容及び実施方法
- 5 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間
- 6 修理の着手及び完了予定時期
- 7 修理施工者の住所及び氏名
- 8 その他参考となる事項

（注）この届出には、町田市文化財保護条例施行規則第15条第1号及び第2号に掲げる書類を必ず添付すること。

町田市文化財保護条例施行規則新旧対照表（改正前）

第16号様式（第15条関係）

年 月 日

町田市教育委員会 様

住 所

氏 名

印

文化財の修理届

町田市指定 文化財について、下記により修理したいので  
届け出ます。

記

- 1 文化財の名称及び員数
- 2 管理責任者が選任されている場合は、その者の住所及び氏名
- 3 修理を必要とする理由
- 4 修理の内容及び実施方法
- 5 修理のため所在の場所を変更する必要があるときは、その移動先の場所と移動している期間
- 6 修理の着手及び完了予定時期
- 7 修理施工者の住所及び氏名
- 8 その他参考となる事項

（注）この届出には、本規則第15条第1号及び第2号に掲げる書類を必ず添付すること。